

岡山市土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 土地改良事業により造成された土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に資するために、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に加入し、拠出金を拠出した土地改良区に対して、予算の範囲内において土地改良施設維持管理適正化事業交付金（以下「適正化事業交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び交付率等)

第2条 適正化事業交付金の交付対象となる適正化事業は、土地改良区が事業主体となり実施する、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付52構改B第600号農林事務次官依命通達）に基づく土地改良施設の整備補修事業とする。

- 2 適正化事業交付金の交付率は、当該適正化事業に係る土地改良施設の本市の区域内に存する受益地につき、当該適正化事業に係る拠出金拠出額に対して、別表に定めるところによる。ただし、100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、適正化事業への適正化事業交付金交付の必要性の程度等を考慮して適當と認めるときは、適正化事業交付金の額を調整し、又は交付しないことができる。
- 4 市長は、適正化事業交付金を交付するに当たつて、市の行政目的達成のために必要な条件を定めることができる。

(使途基準)

第3条 適正化事業交付金は、当該適正化事業施行のために必要な拠出金であつて、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱に基づき、岡山県土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金として支出しなければならない。

(適格承認の申請等)

第4条 適正化事業交付金の交付を受けようとする土地改良区は、適正化事業に加入了後に、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付対象事業適格承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請に係る土地改良施設が受益地を定めないもののときは、第5号に掲げる書類を除く書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（添付書類を含む。）
- (2) 加入申込承認書
- (3) 拠出金明細書
- (4) 拠出金額決定通知書
- (5) 受益地域調書（図面を含む。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付対象事業適格承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（適格承認申請の取下げ）

第4条の2 適正化事業交付金の適格承認申請をした土地改良区が、前条第2項又は第5条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において、当該通知に係る適正化事業交付金交付対象事業としての適格承認の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもつて取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る適正化事業交付金交付対象事業の適格承認決定はなかつたものとみなす。

（適正化事業の遂行命令）

第4条の3 市長は、土地改良区が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その土地改良区の適正化事業が適正化事業交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その土地改良区に対し、これらに従つて当該適正化事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第12条の2第1項第3号の規定により当該適正化事業交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

（適格承認変更申請）

第5条 第4条第2項又は本条第2項の規定による通知を受けた土地改良区が、当該承認に係る事業内容を変更（中止又は廃止の場合を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付対象事業変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし当該申請に係る土地改良施設が受益地を定めないもののときは、第5号に掲げる書類を除く書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画変更書（添付書類を含む。）
- (2) 加入申込承認書（変更のある場合のみ）
- (3) 拠出金明細書（変更のある場合のみ）
- (4) 拠出金額決定通知書（変更のある場合のみ）
- (5) 受益地域調書（図面を含む。）（変更のある場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と

認めるときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付対象事業変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定による通知を受け、適正化事業交付金の交付を受けようとする土地改良区は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）
 - (2) 拠出金明細書
 - (3) 拠出金拠出通知書
 - (4) 土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付対象事業適格承認決定通知書
又は土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付対象事業変更承認決定通知書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
 - 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条の2 適正化事業交付金の交付申請をした土地改良区が、前条第2項又は第7条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において、当該通知に係る適正化事業交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもつて取り下げができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る適正化事業交付金の交付決定はなかつたものとみなす。

（適正化事業の遂行命令）

第6条の3 市長は、土地改良区が提出する報告又は地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、その土地改良区の適正化事業が適正化事業交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その土地改良区に対し、これらに従つて当該適正化事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第12条の2第1項第3号の規定により当該適正化事業交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(交付金変更承認申請)

第7条 第6条第2項又は本条第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区が、当該適正化事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）（変更のある場合のみ）
- (2) 拠出金明細書（変更のある場合のみ）
- (3) 拠出金拠出通知書（変更のある場合のみ）
- (4) 土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付決定通知書又は土地改良施設維持管理適正化事業交付金変更決定通知書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良施設維持管理適正化事業交付金変更決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び前条第2項の規定による通知をするときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 適正化事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 適正化事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 適正化事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 適正化事業により取得し、又は効用を増加した財産を耐用年数が経過する前に処分するときは、市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、適正化事業交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(拠出金拠出報告)

第9条 第6条第2項及び第7条第2項の規定による通知を受けた土地改良区は、当該年度の3月31日までに土地改良施設維持管理適正化事業拠出金拠出報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 拠出金明細書
 - (2) 拠出金拠出領収書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による拠出金拠出報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。

(交付時期)

第10条 適正化事業交付金は、前条第2項の規定による審査の結果、適當と認めた後において交付するものとする。ただし、市長が適正化事業交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告を受けた前に適正化事業交付金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により適正化事業交付金の交付を受けようとする土地改良区は、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付決定通知書又は土地改良施設維持管理適正化事業交付金変更決定通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第11条 適正化事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該適正化事業交付金交付年度の翌年度の9月30日までに土地改良施設維持管理適正化事業拠出実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 土地改良区収支決算書（交付金に係る部分のみ）

(2) 監査報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、適正化事業交付金の額を確定し、土地改良施設維持管理適正化事業交付金確定通知書（様式第12号）により、報告者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、適正化事業交付金交付の成果が適正化事業交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該適正化事業交付金交付の成果について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該土地改良区に対して命ずることができる。

- 4 第1項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う適正化事業交付金交付の報告について準用する。

(財産処分等の承認)

第12条 適正化事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該適正化事業により取得し、又は効用を増加した財産であつて、次に掲げるものを当該適正化事業交付の目的に反して使用し、譲与し、交換し、貸与し、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該適正化事業が国及び県

から補助金等の交付を受けた事業であり、かつ、当該財産の処分につき、国又は県の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 一件の取得価格が100万円以上の機械及び器具
 - (3) その他市長が適正化事業交付金交付の目的を達成するため特に必要があると認めたもの
- 2 前項の規定により承認を受けようとする土地改良区は、土地改良財産処分等承認申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 土地改良財産処分等内訳書（関係図面等含む。）
 - (2) 土地改良財産処分等事由書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、財産処分等について承認内容を土地改良財産処分等承認決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知をするときは、交付金の返還等につき必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条の2 市長は、適正化事業交付金の交付申請をした土地改良区が次の各号のいずれかに該当するときは、適正化事業交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により適正化事業交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 適正化事業交付金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前各号のほか適正化事業に関して適正化事業交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。
- 2 前項の規定は、適正化事業について交付すべき適正化事業交付金の額の確定があつた後についても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合、土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付取消決定通知書（様式第15号）により、当該土地改良区に通知するものとする。

（財産処分等制限の適用除外）

第13条 第12条第1項の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 適正化事業交付金の交付を受けた土地改良区が、当該適正化事業交付金の全部に相当する額を納付した場合
 - (2) 当該財産の耐用年数を経過した場合
- 2 第12条第1項の規定は、次に掲げる財産には適用しないものとする。

- (1) 適正化事業施行に必要な事務費として支出した経費により取得した財産
 - (2) 市長が特に認めた財産
- (交付金の返還)

第14条 適正化事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該適正化事業に係る補助金等を国又は県に対し返還したときは、当該返還額に係る適正化事業交付金交付相当額を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

- 2 第12条第1項ただし書の規定により、国又は県から財産の処分につき承認を受け、かつ、国又は県に対し当該適正化事業に係る補助金等を返還した場合には、当該返還額に係る適正化事業交付金交付相当額を返還しなければならない。
- 3 市長は、適正化事業交付金の交付決定を取り消した場合において、適正化事業の当該取消しに係る部分に関し、既に適正化事業交付金が交付されているときは、土地改良区に対し土地改良施設維持管理適正化事業交付金返還命令書（様式第16号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 4 市長は、土地改良区に交付すべき適正化事業交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える適正化事業交付金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第14条の2 第12条の2第1項各号に定める事由による取消しを受けた土地改良区は、前条第3項及び第4項の規定による適正化事業交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る適正化事業交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた適正化事業交付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 適正化事業交付金の返還を命ぜられた土地改良区は、これを納付期日までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の債務との相殺)

第14条の3 市長は、土地改良区が適正化事業交付金の返還を命ぜられ、当該適正化事業交付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、市の支払うべき私法上の債務があるときは、当該債務と未納付額とを相殺することができる。

(帳簿等の保存年限)

第15条 適正化事業交付金の交付を受けた土地改良区は、当該適正化事業交付金交付に係る帳簿及び証拠書類を、当該適正化事業により取得し、又は効用を増加した財産の耐用年数を経過するまでの間保存しなければならない。

- 2 適正化事業交付金の交付申請をした土地改良区は、適正化事業交付金交付に係る経費の收支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならぬ。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月25日から施行する。

別表（第2条関係）

土 地 改 良 施 設 の 種 類	交 付 率
かんがい排水事業及びこれと同等の受益者負担割合により造成された土地改良施設	100分の100以内
畑地かんがい事業及びこれと同等の受益者負担割合により造成された土地改良施設	100分の50以内